

無知にもとづく懲罰意識？¹

—死刑をめぐる知識と世論—

Misinformed Citizen and Death Penalty: Another test of Marshall Hypotheses in Japan

木村正人

Masato Kimura

従来、死刑の世論をめぐって（1）人々が死刑制度を支持する背景には、法制度や犯罪状況、刑罰がもたらす抑止効果等に関する「無知」があり、（2）正しい情報を与えるとその支持が減ること、（3）ただし応報を目的として死刑制度を支持する者はこの限りではないという仮説が提示され、さまざまな手法でその検証が行われてきた。本稿では2014年3月から4月にかけて独自に行った全国規模の質問紙調査の結果にもとづいて、この仮説が死刑に関する日本の世論について妥当するか否かを考察する。

調査データを分析した結果、（1'）死刑制度に対する態度の如何にかかわらず、犯罪状況や法制度等についての「無知」が認められること、また死刑存置支持者に比して廃止支持者の方が、これら一般についてより正確な知識をもっているとは言いがたいこと、（2'）死刑に対する態度と非両立的な情報（死刑による犯罪の抑止効果の否定）が存置支持の態度に及ぼす効果は限定的であり、存置支持者に比べると廃止支持者の方が知識に応じて合理的に態度を変える割合が高いこと、（3'）さらに応報目的による存置支持者は、応報目的によらない存置支持者に比べ、態度を変える割合が低い、その差は限定的であることなどが明らかになった。

1. 問題の所在と先行研究

死刑制度を存置する有力な論拠の一つとして、世論によるその広範な支持が挙げられる。日本政府は、死刑制度に関し、2007年（福田康夫内閣当時）に以下のような答弁を行い、「死刑廃止が適当でない」ことの主要な理由が「世論」の所在にあることを認めている。

「死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている」（内閣衆質一六八第一一九号）。²

内閣府（総理府）による「基本的法制度に関する調査」によれば、1956年から2014年まで、「死刑制度もやむを得ない」とする声は、「廃止すべき」とする意見に比して一貫して多く、過半数を占めている（図1）。³しかしこの調査には設問と選択肢の文言に変遷があるのみならず、後述するように、死刑への賛意を過度に測定しうるようなワーディング上の問題が指摘されており、死刑をめぐる世論をより正確に把握することが課題となっている。

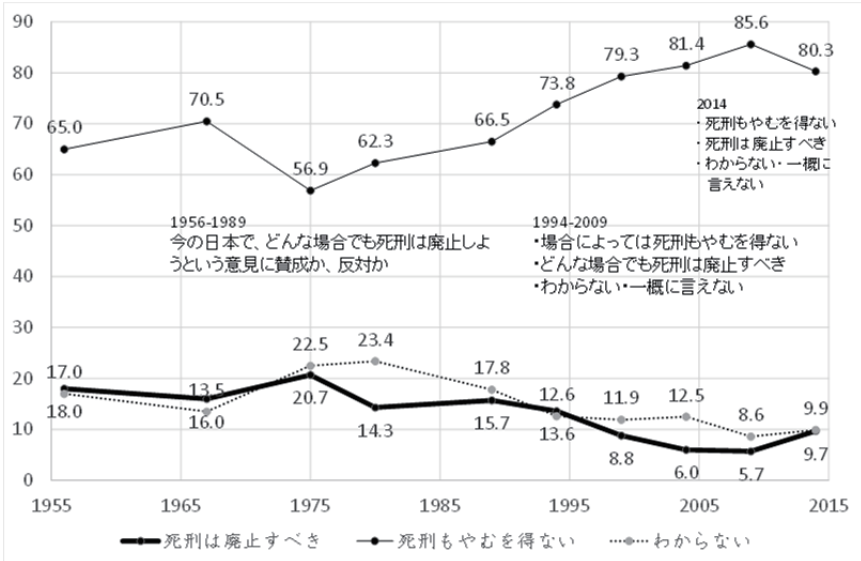


図1 死刑制度に関する世論の推移（内閣府調査より著者作成、単位%）

他方で、死刑等法制度に関する世論は、そもそも犯罪や刑罰についての誤った認識にもとづいている可能性があり、それによって刑罰の妥当性を論じることが適切かという問題がある。犯罪学の領域でつとに指摘されているように、犯罪情勢等についての誤解（たとえば「凶悪犯罪の増加」や「治安神話の崩壊」）が人々の犯罪不安を高め、厳罰化志向を促している可能性があり、そのような場合、世論に単純に依拠して、刑罰等法制度を設計することは明らかに妥当性を欠くだろう。

死刑と世論に関するこれまでの研究は、こうした点をめぐって、具体的には、いわゆる「マーシャル仮説」の検証という形で、北米を中心に議論を蓄積してきた。1972年、アメリカ合衆国最高裁は、ファーマン事件 (*Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238) 判決において、死刑は、合衆国憲法修正第8条において禁止されている「残虐で異常な刑罰 (cruel and unusual punishment)」に該当し違憲であるという判断を示した。その際、マーシャル判事 (Thurgood Marshall) が個別意見として提示した死刑と世論に関する見解が、今日マーシャル仮説と

呼ばれているものである。

マーシャル判事は、「われわれが取り組まねばならない問題は、アメリカ市民の大部分が今日、世論調査をした場合に、死刑が野蛮なほど残虐であるという意見をもっているかどうかではない。むしろ彼らが現在入手可能なあらゆる情報に照らし合わせてそのように意見しているのかどうかである」(Furman v. Georgia 1972: 362) と述べ、概略3つの仮説を提示している。第一に、人々が死刑制度を支持する背景には、「無知」があること。より具体的には、死刑がもたらす抑止効果が終身刑に比して高いとはいえないこと、死刑が科されるものには人種また階級上の偏りが見られること、量刑判断や再犯の実際、死刑執行にかかるコスト、冤罪可能性等に関して、「アメリカ市民がほとんど何も知らない (know almost nothing)」こと (ibid.)。第二に、「これらについての正しい情報が与えられた場合には、平均的な市民は、死刑が賢明な選択であるとはいえないと納得するであろう」こと (ibid. 363)。第三に、ただし多くのアメリカ人は、応報を主たる目的として死刑を支持しており、上記の場合でも「死刑が道徳的に非難に値するものであるとまで納得するにいたるか」は疑問であるとして (ibid.)、応報主義者は知識にもとづく主張にはあまり説得されない傾向があることを示唆している。⁴

これらの仮説は、そもそも何を「正しい情報」とみなし、それらを人々にどのように与え、結果をどのように測定するかなど、その検証可能性において根本的な課題を孕むものであるが、これらの諸課題を克服しようとする多くの実証的な研究が積み重ねられてきた。それらの試みのうち代表的なものとして、実験計画法にもとづき、死刑の抑止効果、人道上の問題について情報を与えて、知識と態度の変化を検証した Sarat and Vidmar (1976)、死刑に関する事実について回答者の認識を問い、その正答率と死刑に対する態度の相関を分析し、さらに死刑の抑止効果については仮定条件を想定させたうえで(「もし、死刑が終身刑よりも効果的でなかったら…」) 態度への影響を特定した Ellsworth and Ross (1983)、死刑についての集中講義を受講した大学の学部生を対象に、死刑に関する知識と態度の変化を統制群との比較で確かめた Bohm らの一連の研究 (Bohm 1989, 1990; Bohm Clark and Aveni 1990, 1991; Bohm and Vogel

1991ほか) および Cochran and Chamlin (2005)、フォーカスグループ法を用い、犯罪の種類をより特定したシナリオを被験者に読ませ、態度変化を質的に検討した Falco and Freiburger (2011)などを挙げるができる。これらの検証の結果、マーシャルが立てた第一第二の仮説(死刑支持態度の背景にある無知と啓発可能性)については概ね肯定されているが、第三の仮説(応報目的による態度の硬直性)については見解が分かれている。⁵

日本における研究の嚆矢は、菊田編著(1993)であり、それは上述したもののいくつかを含む先行研究を翻訳紹介したうえで、日本の大学教員や法実務家、国会議員などに対する意識調査を行っている。また近年では佐藤・木村・本庄(2011)が、調査会社の登録モニターを対象に、審議型意識調査として、専門家の情報提供を交え、市民に死刑制度について討議を行わせた場合に生じた知識と態度の変化について調査し、分析を行っている。Sato(2014)は、この審議型意識調査の結果に、独自の大規模ネット調査と実験計画法による調査の結果を加え、死刑に関する日本の世論の動向と情報付与の効果について包括的に論じている。

本稿の目的は、これら先行研究による知見を踏まえ、日本の世論に対するマーシャル仮説の妥当性を、内閣府の調査と比較可能な全国規模の質問紙調査を通じて検証することにある。日本全国に居住する20歳以上の男女を母集団とし、内閣府の調査票に指摘されているワーディングの問題を除去した標本調査を行った場合、死刑制度に関する賛否とその理由はどのような分布を示すか、死刑制度の存廃に関する態度と回答者の諸属性、また法制度や犯罪状況に関する知識のあいだにはどのような関係が見られるか、さらには Ellsworth and Ross(1983)が行った仮定条件による設問に対してどのような態度の変化が見られるかなどについて、以下で順次検討する。

2. 調査の方法

分析の対象となるのは、2014年3月から4月にかけて、桐蔭横浜大学の河合幹雄教授以下「死刑と犯罪防止」研究チームによって独自に行われた全国質

問紙調査（以下河合調査）の結果である。⁶ この調査における設問の内容は、概略（1）回答者の一般的な人間観と社会観、幸福度、（2）犯罪状況と法制度に関する知識、体感治安、懲罰意識、（3）裁判員制度と死刑制度についての態度と知識、（4）個人属性とデモグラフィック要因から構成されている。調査は全国に居住する成人男女を対象に、層化二段無作為抽出法を用い、住民基本台帳から 2,500 名を調査対象として抽出し、1,461 名から回答を得た（郵送留置法、回収率は 48.7%）。以下では、この調査データを、内閣府が行ってきた「基本的法制度に関する世論調査」の結果と比較しつつ分析し、論じる。

3. 死刑制度に対する態度

はじめに、「死刑制度があること」について賛否を尋ねた設問への回答を見てみよう（表 1）。「賛成」が 37.2%（以下いずれも有効%）、「どちらかといえば賛成」（32.2%）、「どちらともいえない」が 20.2%、「どちらかといえば反対」が、7.3%、「反対」が 3.1%となっている。態度の強弱を度外視すると、有効回答の 69.4%と約七割の人が、死刑制度の存置を支持していることがわかる。

表 1 死刑制度に対する態度

問34. あなたは、死刑制度があることについて
賛成ですか、反対ですか。（○は 1 つ）

| | | 度数 | 有効% | 累積% |
|-----|------------|------|-------|-------|
| 有効数 | 賛成 | 539 | 37.2 | 37.2 |
| | どちらかといえば賛成 | 466 | 32.2 | 69.4 |
| | どちらともいえない | 292 | 20.2 | 89.6 |
| | どちらかといえば反対 | 106 | 7.3 | 96.9 |
| | 反対 | 45 | 3.1 | 100.0 |
| | 合計 | 1448 | 100.0 | |
| 欠損値 | 無回答 | 13 | | |
| | 合計 | 1461 | | |

この結果は、存置支持者が多数とはいえ、2014年11月に行われた内閣府による調査（「基本的法制度に関する世論調査」）と比較すると、その割合が約10%も低くなっている（図2）。

内閣府による調査では、「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか」という設問に対して、「死刑は廃止すべきである」「死刑もやむを得ない」「わからない・一概に言えない」という三つの選択肢から一つを選ぶ形で設定されており、結果はそれぞれ9.7%、80.3%、9.9%（N=1,826）となっている（内閣府2014）。

調査主体や実施時期等が異なるが、死刑制度の評価をめぐるこうした顕著な結果の差にはいくつか留意すべき要因がある。

第一に、河合調査の実施時には、確定死刑囚の冤罪に関する報道が広くなされており、その影響から、死刑存置支持者の割合が少なくなった可能性を指摘しておかなければならない。調査票を発送した翌日（2014年3月27日）、静岡地裁により袴田巖死刑囚（当時）の再審開始決定がなされ、これに関する情報が、死刑制度に対する賛成意見をより少ない割合に押しとどめた可能性は十分にあるだろう。

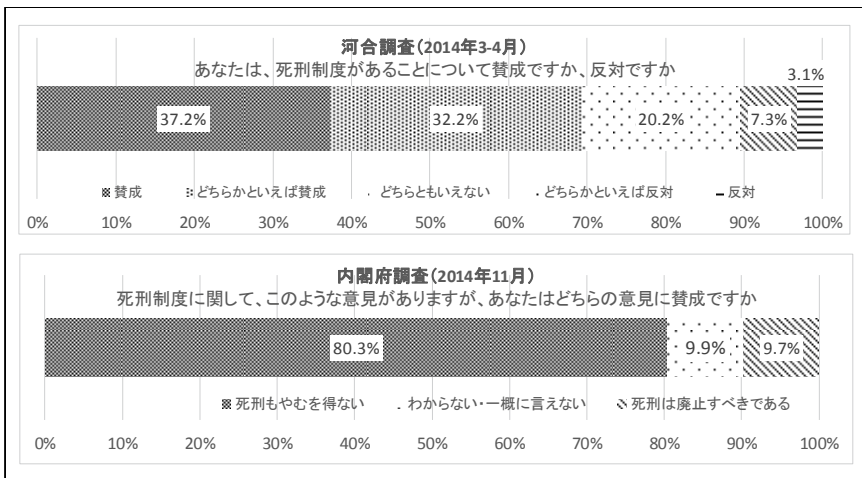


図2 死刑制度に対する態度（河合調査と内閣府調査の比較）

第二に、内閣府が1956年からほぼ5年毎に行ってきた「基本的法制度に関する世論調査」には、従来から多くの論者が指摘してきたように、死刑への賛意を実態よりも過大に計測しうるようなワーディング上の欠陥が含まれている。死刑制度に賛成する意見については「場合によっては」死刑も「やむを得ない」と選択しやすい文言が用いられている反面、死刑廃止については「どんな場合でも廃止すべき」と厳密な態度を要請しているからである。

この問題については、2013年11月に日弁連が法務省に意見書を提出している(日本弁護士連合会2013)。また2014年3月14日には衆議院法務委員会で、民主党の田嶋要氏と谷垣禎一法務大臣(当時)とのあいだで質疑と答弁のやり取りがあり、質問文のあり方をめぐって、同年8月法務省内に検討会が設置された経緯がある。検討の内容は2014年調査に反映され、従来「場合によっては死刑もやむを得ない」「どんな場合でも死刑は廃止すべき」とされていた選択肢の文言が一部改められた。しかし、なお死刑制度を廃止すべきとする意見については「廃止すべき」としているのに対し、死刑に賛成する回答については、「やむを得ない」という表現を採用しており、問題が残る。

これに対し、河合調査では、「あなたは、死刑制度があることについて賛成ですか、反対ですか」という設問に対し、「賛成」「どちらかといえば賛成」「どちらともいえない」「どちらかといえば反対」「反対」の五者択一とした。内閣府調査は、この河合調査との比較でいえば、「どちらかといえば反対」という弱い廃止支持に相当する選択肢が欠落している一方、存置支持については、消極的な意見でも選びやすく、存置支持者の割合が実態よりも多く反映されやすい選択肢の構成になっているといえる。⁷

河合調査では、内閣府調査に倣い、死刑制度の存置を支持するものを対象として、将来の廃止可能性を尋ねている(問34SQ2)。その結果をみると、存置支持者のうち、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」とした者の割合が、河合調査では20.0%であるのに対し、内閣府調査では40.5%と、将来廃止を認める層が約20%多く含まれている(図3)。

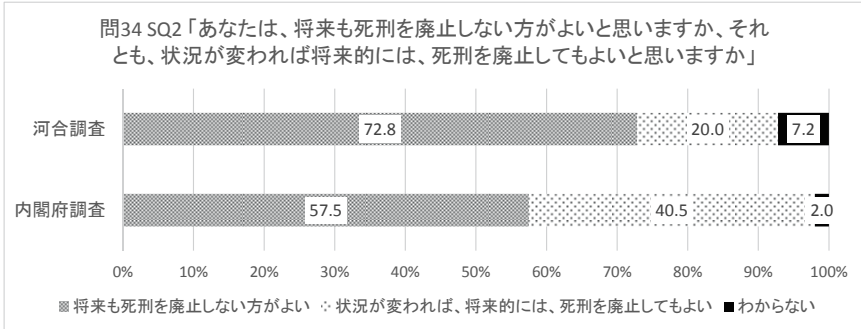


図3 死刑制度の将来の廃止可能性について（存置支持者）

実際、厳密な意味で「死刑存置」支持者と呼べるのは、この将来の廃止をも認めない層であろう。その割合（回答者全体のうち、将来廃止を認めない人の割合）は、河合調査では49.8%、内閣府46.2%であることになり、ほぼ符合する。内閣府調査は、潜在的な廃止支持者に相当する層を、意図的に「存置支持」の世論として読み取っていると解して差し支えないだろう。

4. 存置・廃止支持者の諸属性

次頁の表2は、性別、階層意識、学歴と死刑に対する態度の関係を表したものである（死刑に対する態度は、3値にまとめた）。男性の方が女性より、態度未決定（「どちらともいえない」）が少なく、存置支持者の割合が10%以上高くなっている（ $\chi^2(2, N=1448) = 21.273, p < .001$ ）。階層意識については、「仮に現在の日本社会全体を以下の5つの層に分けるとすれば、あなた自身はどれに入るといいますか」という設問に対して、「上」「中の上」「中の中」「中の下」「下」「わからない」の選択肢から選ばせる形をとった。自らの階層を「中の上」とした人は、標本全体に比べて、10%ほど多く死刑制度に賛成と答えており、「どちらともいえない」とした割合が同程度少なかった（ $\chi^2(10, N=1435) = 28.148, p < .01$ ）。階層意識が高い方が死刑に賛成する割合が高くなっている。

学歴について四年制大学を卒業した層で、死刑に反対する割合が有意に高くなっており ($\chi^2(8, N=1433) = 18.923, p < .05$)、標本全体で 10.4%のところ、大卒以上で死刑に反対する人の占める割合は約 15%にのぼっている。これは知識や教養の獲得が死刑に対する態度に及ぼしうる影響の方向、そしてマージナル判事も指摘する「啓発」(enlightenment)の余地を示唆するものである。

このほか、死刑に対する態度を年齢集団別にみると、死刑に賛成する割合が 30 代に多く見られたが (74.2%)、統計的に有意な関係は見られなかった。職業については、死刑存置支持の割合が「専業主婦・主夫」で少なく (61.0%)、「無職」では多くなっているが (76.1%)、こちらも統計的に有意な関係は見られなかった。河合調査では家族や子どもの有無等については尋ねていないが、それらの影響について今後確かめる必要があるだろう。

表2 デモグラフィック要因と死刑存廃に対する態度

問34. あなたは、死刑制度があることについて賛成ですか、反対ですか。

| | | N | 賛成 | どちらとも いない | 反対 | χ^2 |
|------|-------|------|------|--------------|------|----------|
| 全体 | | 1448 | 69.4 | 20.2 | 10.4 | |
| 性別 | 男性 | 705 | 74.9 | 15.6 | 9.5 | *** |
| | 女性 | 743 | 64.2 | 24.5 | 11.3 | 21.273 |
| 階層意識 | 上 | 10 | 80.0 | 20.0 | 0.0 | * |
| | 中の上 | 115 | 79.1 | 10.4 | 10.4 | 28.148 |
| | 中の中 | 555 | 71.2 | 18.6 | 10.3 | |
| | 中の下 | 453 | 68.2 | 19.6 | 12.1 | |
| | 下 | 161 | 69.6 | 21.7 | 8.7 | |
| | DK | 141 | 56.7 | 34.0 | 9.2 | |
| 学歴 | 大卒 | 345 | 68.7 | 16.5 | 14.8 | * |
| | 短大卒 | 237 | 68.8 | 18.1 | 13.1 | 18.923 |
| | 高卒 | 626 | 71.1 | 21.2 | 7.7 | |
| | 小中学校卒 | 202 | 66.8 | 23.8 | 9.4 | |

* $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

網掛け箇所は調整済み残差 $> \pm 1.96$

5. 犯罪状況と法制度に関する知識

さて、マーシャル判事が示した仮説の第一は、法制度や犯罪状況等に関する知識と死刑存廃に対する態度との関係に関わるものであった。死刑制度に賛成する意見の背景には、無知があるという命題の妥当性を、今回の調査結果にもとづいて精査してみよう。

死刑に対する態度を因果的に帰結しうる「知識」としてどのような項目が挙げられるか。河合調査では、統計データ等からその真偽が特定可能な諸事実に関する設問として、近年における凶悪犯罪の減少（問 21）、死刑廃止の国際的状况（問 36）、無期懲役の事実上の終身刑化（問 39）、殺人罪に関わる公訴時効の廃止（問 40a）、長期収監と再犯可能性の関係（問 40b）、死刑の執行方法（問 40c）、日本におけるモラトリアム（死刑執行停止）期間における凶悪犯罪の動向（問 40d）、ヨーロッパにおける死刑廃止と殺人発生率の関係（問 40e）の 8 項目があり、これらの正答率（表 3）を分析に用いることができる。⁸最後の問 40d と e は日本と海外それぞれにおいて死刑制度が持ちうる抑止効果の有無を問題にしたものである。

表 3 犯罪と刑罰に関する知識

| | 正答率 |
|--|------|
| 問21 日本では、ここ10年ぐらいで、凶悪事件が減っている (True) | 3.7 |
| 問36 ヨーロッパ諸国を中心に、約3分の2の国で死刑は廃止された (True) | 5.7 |
| 問39 無期懲役になっても、多くの人が10年から20年で仮釈放され、出所する (False) | 13.9 |
| 問40a 殺人を犯しても一定年数が経過すると、裁判にかけられなくなる (公訴時効) (False) | 52.5 |
| 問40b 刑務所に長く入れれば入れるほど、出所後、再び犯罪を犯す可能性は低くなる (False) | 62.8 |
| 問40c 日本では、死刑は絞首刑によって執行されている (True) | 48.5 |
| 問40d 日本では1989年から1993年までの間、死刑が執行されなかった期間があるが、この時期、凶悪犯罪の発生率が上がった (False) | 18.6 |
| 問40e イギリスやドイツでは、死刑を廃止したが、殺人の発生率は上がらなかった (True) | 10.2 |

一見して明らかなのは、公訴時効に関する問 40a と、長期収監と再犯可能性の関係を示した問 40b を除くその他の項目については、正答率が 50% を下回っているということである。凶悪犯罪の動向や無期懲役の終身刑化について誤認が多いことは想定範囲内であるとしても、日本の死刑執行方法が絞首刑であ

ることを知っている割合が過半に至らないというのは調査者にとってもやや意外な結果であった。

問題は、これら知識の有無と死刑に対する態度とのあいだの関係であり、各項目の正答率を、あらためて死刑制度に対する存廃支持とクロス集計し、カイ2乗検定の結果とともに表したのが表4である。

表4 犯罪と刑罰に関する知識と死刑に対する態度の関係

| No. | Variables | 正答率 (%) | | | | sig. |
|------|-------------|---------|------|------|-------|------|
| | | 全体 | 存置支持 | 廃止支持 | どちらとも | |
| 問21 | 凶悪犯罪の減少 | 3.7 | 3.8 | 6.0 | 2.1 | n.s. |
| 問36 | 死刑廃止の世界的趨勢 | 5.7 | 5.1 | 13.9 | 3.8 | *** |
| 問39 | 無期懲役刑の終身刑化 | 13.9 | 12.7 | 17.9 | 15.8 | n.s. |
| 問40a | 公訴時効の廃止 | 52.5 | 55.8 | 53.6 | 40.4 | *** |
| 問40b | 長期収監と再犯率 | 62.8 | 67.6 | 53.6 | 51.4 | *** |
| 問40c | 死刑の執行方法 | 48.5 | 54.6 | 52.3 | 25.7 | *** |
| 問40d | 死刑の抑止効果（日本） | 18.6 | 18.7 | 29.8 | 12.3 | *** |
| 問40e | 死刑の抑止効果（海外） | 10.2 | 9.5 | 22.5 | 6.2 | *** |

網掛け箇所は調整済み残差 $> \pm 1.96$

*** $p < .001$

凶悪犯罪の減少と無期懲役刑の終身刑化に関する項目を除き、いずれも正答率と存廃態度とのあいだに0.1%水準で有意な関係が見られた。死刑廃止の世界的趨勢、日本と海外における死刑の抑止効果については、死刑制度に反対する群において有意に正答率が高くなっており、その差も比較的大きいが、これらは死刑に反対する態度と親和性の高い知識であることに留意が必要である。知識と態度は前者が後者の前提をなしているというのではなく、むしろ逆因果の関係にある可能性があるからである。

さらに注目すべきなのは、公訴時効の一部廃止、長期収監と再犯率、執行方法が絞首刑であることについては、死刑制度を支持する群の方が有意に正しい知識を持っているということである。これらの項目は、死刑賛成の態度にとって有利な、つまりその態度を論理的に強化しうる情報では必ずしもないが、にもかかわらず、死刑に賛成するものの方が事実即知識を有している。次に見るように、これら8項目の正誤を得点化して合算した場合には、廃止支持

者の方が平均得点は高くなるが、以上のことから、廃止支持者の方が死刑存置支持者に比して、一概に犯罪状況や法制度等についてより正確な知識をもっているとはいえないことが明らかになった。死刑に関する日本の世論においてはむしろ、態度の如何にかかわらず広範に「無知」が認められるという事実こそ、今回の調査結果から得られる知見であろう。

上記8問について、正答ごとに1点、8点満点と考えて、態度ごとの知識得点の平均値の差を、分散分析によって示したのが次の表5である。全体として、存廃態度(5点尺度)と知識得点とのあいだには有意な差が認められ、おおよそ態度未決定、存置派、廃止派の順に正答率が上昇するような分布になっており、弱い廃止派と存置派の間を除いては、統計的にも有意差が認められた。

表5 死刑に対する態度と知識得点 (ANOVA)

| Attitudes | Mean | TukeyHSD | | | | N |
|-----------|--------|------------|---------|---------|---------|------|
| | | 存置支持(+) | 存置支持(-) | 廃止支持(-) | 廃止支持(+) | |
| どちらともいえない | 1.58 | *** | *** | *** | *** | 292 |
| 存置支持(+) | 2.39 | | * | n.s | * | 537 |
| 存置支持(-) | 2.16 | | | n.s | *** | 464 |
| 廃止支持(-) | 2.30 | | | | * | 106 |
| 廃止支持(+) | 3.00 | | | | | 44 |
| Total | 2.16 | | | | | 1443 |
| F | 23.583 | sig. 0.000 | | | | 1443 |

* The mean difference is significant at *0.05 **0.01 ***0.001 level.

ただし、繰り返しを厭わず述べるなら、8項目についての知識得点は強い廃止支持者において最も高いとはいえ、その平均値は8点満点中の3.0点と低く、この立場を含め、世論形成に際し、市民に犯罪と刑罰に関する十分な情報が与えられている(informed)とは言いがたい。設定した設問の種類や難易度を含め、今後さらに緻密な検討を行う必要があるが、今回の限定的な調査の結果から、マーシャル第一仮説について補足的に示唆し得ることは、死刑廃止支持者が存置支持者に比して、若干ともより正しい知識をもっているにせよ、その正しい知識のゆえに死刑廃止を支持しているとは言い切れないということである。

6. 死刑制度の支持理由と態度変化

死刑制度に「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えた人を対象に、どのような理由から死刑制度に賛成するのかを、「重要だと思う順に 3 番目まで」選ばせた結果を、優先順位を問わず選択された割合でまとめたのが以下の表 6 である。

表 6 死刑存置の支持理由（河合調査）

問34 SQ1. どのような理由で死刑制度に賛成されますか。重要だと思う順に 3 番目まで選び、下の欄に数字を記入してください。

| Alternatives | % |
|------------------------------|-------|
| 殺人を犯した者は自らの命をもって償うべきだから | 68.7% |
| 被害者遺族の感情を考慮して | 54.7% |
| 死刑制度によって、犯罪を抑止するため | 43.9% |
| 死刑は日本の刑法で定められている一番厳しい刑罰だから | 40.4% |
| 仮釈放のない終身刑が日本にはないから | 35.5% |
| 死刑執行によって、死刑囚本人が再び罪を犯せなくするため | 24.9% |
| 国が殺人者に死刑を執行することが生活の安心につながるから | 12.9% |
| 世論が支持しているから | 1.5% |

「殺人を犯した者は自らの命をもって償うべき」という理由を選んだ人が 68.7%、「被害者遺族の感情を考慮して」が 54.7%、「死刑制度によって、犯罪を抑止する」としたのが 43.9%と多く選ばれている。

死刑存置を支持する理由に関する設問は、内閣府の調査にもあり（表 7）、回答選択肢と回答方式は異なるが（優先順位と数の制限のない多重回答）、上位二項目は、「被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」（53.4%）、「命をもって償うべき」（52.9%）となっており、被害者感情および応報規範を反映したものである点は、河合調査と共通している。内閣府調査では、これらに次いで、いわゆる特別予防と一般予防に関する項目が半数近くの人によって選ばれている。河合調査では特別予防に相当する項目の選択率は 24.9%と低くなっているが、一般予防に相当する「犯罪を抑止するため」という項目は 43.9%の人が選んでいる。以下ではこの抑止目的の存置論に注目する。

表 7 死刑存置の支持理由（内閣府調査）

「死刑もやむを得ない」という意見に賛成の理由はどのようなことですか。この中から、あなたの考えに近いものをいくつでもあげてください（N=1,467）

| Alternatives | % |
|-------------------------------------|-------|
| 死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない | 53.4% |
| 凶悪な犯罪は命をもって償うべきだ | 52.9% |
| 凶悪な犯罪を犯す人は生かしておくと、また同じような犯罪を犯す危険がある | 47.4% |
| 死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える | 47.2% |
| その他 | 2.0% |
| わからない | 0.3% |

マーシャル判事による第二の仮説は、死刑に関する正しい情報を与えると死刑の支持は減るというものであった。マーシャルは影響力の強い「情報」として、死刑が終身刑に比して、犯罪を抑止するより強い効果を持つとはいえないという事実を挙げている。このことを部分的に検証するために、河合調査が範としたのが、Ellsworth and Ross（1983）による仮定条件の設定である。

エルズワースとロスが行った調査では、死刑が終身刑よりも殺人のような犯罪を抑止する効果をもつと思うかを尋ね、肯定的に答えた回答者に対し、「犯罪を抑止することについて死刑が終身刑よりも効果的であるとはいえないことが十分に証明された場合」を想定させ、それが死刑に対する態度にどのように影響するかを検証している。死刑存置支持者で、かつ死刑の抑止効果を信じる 273 名のうち、66%は、仮定条件のもとでも死刑制度に対する賛成の態度を変えなかった。

河合調査では、死刑の犯罪抑止効果に関連して、存置支持者を対象に、「死刑を廃止した場合に、凶悪な犯罪が今より増えると思うかどうか」を尋ねており、この設問（問 34 SQ3）への回答をみると、67.5%が「増えると思う」と答え、「増えない」とした 8.9%を大きく上回った。

さらに、「死刑制度によって犯罪を抑止する」ことを死刑存置を支持する理由として選んだ人に限って、抑止効果についての認識をみると、この群の 75.1%が、死刑廃止によって凶悪犯罪が増えるという認識をもっていることがわかった。論理的には当然であるが、死刑に抑止効果があるという認識は少な

くとも、それが死刑制度を存置すべきという元々の態度と両立的である場合には、この態度を下支えしていることが見てとれる。

次に、存置支持者を対象に、「仮に死刑制度を廃止しても、凶悪な犯罪は増えないことがわかった場合」を想定させ、重ねて死刑制度の廃止の是非を尋ねたところ、存置支持者全体（N=993）のうち、「廃止すべき」だとしたのは、14.1%に過ぎず、過半（65.0%）は抑止効果がなかった場合でもなお死刑は「廃止すべきではない」と回答した。抑止効果の否定によって存置支持者が態度を変えないのは、抑止効果を死刑を支持する理由として重んじていないからではないだろうか。そこで、一般予防に相当する「犯罪を抑止するため」という項目を死刑存置の理由として選択した43.9%の人に限って、仮定条件下での態度をみたところ、廃止に態度を転じる割合はこの層では、存置支持者全体の場合とほとんど変わらない（13.1%）ことがわかった。対象をさらに、抑止目的をより重視している層（一般予防を第一理由として選択した層）に限った場合でも、意外なことにほとんど比率に差は見られなかった（14.0%）。

表 8 抑止効果がない場合の態度変化（存置支持者）

問34 sq4 仮に、「死刑制度を廃止しても、凶悪な犯罪は増えない」ことがわかったとします。その場合、死刑制度は廃止すべきだと思いますか、それとも、廃止すべきではないと思いますか

| | N | 廃止すべき | 廃止すべきではない | わからない |
|-------------------|-----|-------|-----------|-------|
| 存置支持者全体 | 993 | 14.1% | 65.0% | 20.9% |
| 抑止効果を理由とする存置支持者 | 436 | 13.1% | 64.0% | 22.9% |
| 抑止効果を第一理由とする存置支持者 | 100 | 14.0% | 65.0% | 21.0% |

仮定条件がどの程度真剣に受け止められたか、質問紙票による情報のインプットでは制約があるのではないかなど、方法的な検討はなお要するが、⁹ こうした結果は、回答者が死刑による犯罪抑止効果を死刑制度存置の理由として挙げている場合であっても、抑止効果に関する「知識」が、死刑の存廃にかかわる「態度」を導く論理的な与件としては強い因果的な効力をもっていないことを推定させる。元々の態度と矛盾する情報を得た場合、回答者は、態度を変えることによってではなく、より容易な方途として、情報の側を否定的に捉え

ることによって、認知的な不協和を解消しようということである。

存置支持者に見られるこうした傾向は、さらに将来の廃止可能性を認めている層や、廃止支持者に対して、(事実と反する) 仮定条件を与えた場合の反応と比較すると、さらにより明確になる。

存置支持者のうち、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」と考える層で、死刑に犯罪抑止効果が認められなければ「死刑制度を廃止すべき」としたのは、35.7%であり、「廃止すべきではない」とした34.7%と拮抗する結果となった。存置支持者全体の場合(14.1%)と比べれば、廃止に転ずる割合は当然高いとはいえ、将来の廃止可能性に対して態度を柔軟に構えながらも、元の態度にとどまる割合が存外に高いといえる。将来死刑制度を廃止するのはやぶさかではないと表明しているのにもかかわらず、凶悪犯罪が増えないという理由のみでは、死刑廃止を容認しない人々が、3割強にのぼるのである。死刑による犯罪抑止効果という「知識」が、存置主義者の態度変更に寄与しうる要因としては必ずしも強いものであるとはいえないことがわかる。死刑制度に賛成してはいるものの、厳密には死刑廃止支持者に数えられる人々(とりわけ内閣府調査では、設問の誘導的なワーディングによって存置支持者とみなされているが、「将来の廃止可能性」を否定しない人々)が想定する、死刑制度を廃止してもよい「状況の変化」が、抑止効果ではないとすればどのようなものなのか、詳細を今後さらに特定する必要がある。

7. 死刑廃止の支持理由と態度変化

他方で、死刑廃止を支持する人々が、その支持理由として(優先順位にかかわらず) 選択した割合を項目ごとに表にまとめたのが、表9である。

表 9 死刑廃止の支持理由（河合調査）

問 34 SQ5. どのような理由で死刑制度に反対されますか。重要だと思う順に 3 番目まで選び、下の欄に数字を記入してください。

| Alternatives | % |
|-----------------------------------|-------|
| 裁判に誤りがあったとき、死刑執行してしまうと取り返しがつかないから | 58.3% |
| 死刑は基本的人権である生きる権利を奪うから | 46.4% |
| 生かしておいて罪の償いをさせた方がよいから | 45.7% |
| 国家であっても人を殺すことは許されないから | 40.4% |
| 凶悪な犯罪を犯した者でも、更生の可能性があるから | 29.1% |
| 死刑執行に関わっている刑務官・医師等の負担が大きいから | 21.9% |
| 死刑は私のモラル・信条に反するから | 13.9% |
| 死刑を廃止しても、凶悪な犯罪は増加しないから | 11.3% |

選択の割合が最も高かったのは、「裁判に誤りがあったとき、死刑執行してしまうと取り返しがつかないから」という項目で 58.3%となっている。次いで「死刑は基本的人権である生きる権利を奪うから」（46.4%）、「生かしておいて罪の償いをさせた方がよいから」（45.7%）、「国家であっても人を殺すことは許されないから」（40.4%）などの理由が多く選ばれている。

死刑廃止を支持するものに対しても、死刑制度を廃止した場合、凶悪犯罪が増えると思うかどうかを尋ねたところ（問 34 SQ6）、「増える」と考えるものは、存置を支持するものに対して著しく低く、11.0%にとどまることがわかった。もっとも多いのは、「わからない」とする 51.4%であり、「増えないと思う」群は 37.7%であった（表 10）。

表 10 死刑の抑止効果についての認識（廃止支持者）

問34SQ6 あなたは、死刑制度を廃止した場合、凶悪な犯罪は今より増えると思いますか。（○は1つ）

| | | 度数 | 有効% | 累積% |
|-----|---------|------|-------|-------|
| 有効数 | 増えると思う | 16 | 11.0 | 11.0 |
| | 増えないと思う | 55 | 37.7 | 48.6 |
| | わからない | 75 | 51.4 | 100.0 |
| | 合計 | 146 | 100.0 | |
| 欠損値 | 非該当 | 1310 | | |
| | 無回答 | 5 | | |
| | 合計 | 1315 | | |
| 合計 | | 1461 | | |

死刑存置支持者に示した仮定条件とは対照的に、廃止支持者に対しては、続くサブクエスチョンで、「死刑制度を廃止した場合、凶悪な犯罪が増える」としたらどうするか、仮定条件の下であらためて廃止の是非を問うた（表 11）。「死刑制度を廃止した場合、凶悪な犯罪が増える」という事実に経験科学的根拠があるわけではないが、抑止効果の有無についての信念が、死刑を廃止すべきだとする態度に対して及ぼす影響の有無、またその影響の度合いは、存置を支持する態度に対する影響と比べてどのようであるかを調べるために設定したものである。

表 11 抑止効果がない場合の態度変化（廃止支持者）

問34SQ7 仮に、「死刑制度を廃止した場合、凶悪な犯罪が増える」ことがわかったとします。その場合、死刑を廃止すべきだと思いますか、それとも廃止すべきではないと思いますか。（○は1つ）

| | | 度数 | 有効% | 累積% |
|-----|-----------|------|-------|-------|
| 有効数 | 廃止すべきである | 55 | 38.7 | 38.7 |
| | 廃止すべきではない | 31 | 21.8 | 60.6 |
| | わからない | 56 | 39.4 | 100.0 |
| | 合計 | 142 | 100.0 | |
| 欠損値 | 非該当 | 1310 | | |
| | 無回答 | 9 | | |
| | 合計 | 1319 | | |
| 合計 | | 1461 | | |

抑止効果についての否定的な情報が与えられたとき、死刑に対する態度を変える（「死刑を廃止すべきである」とした存置支持者が 14.1%にとどまったのに対し、仮に死刑に抑止効果があるなら、当初の態度を改める（「廃止すべきではない」とした元々の廃止支持者は、21.8%にのぼった。¹⁰抑止効果についての情報が、自らの態度と両立しない場合に、態度の側を合理的に変える傾向は、存置派よりも廃止派において強いといえる。

7. 応報主義的信念が態度変化に及ぼす効果

最後に、マーシャル第三仮説に関わる、応報目的による存置支持者の態度変化について一瞥しておこう。死刑制度に賛成する理由として、優先順位にかかわらず応報目的（「殺人を犯した者は自らの命をもって償うべき」）を選択した人々のうち、死刑に抑止効果が認められなかった場合には、死刑を廃止すべきだと答えたのは、この層の 11.3%にとどまり、大多数（71.5%）は抑止効果がなくても死刑は廃止すべきではないと回答している（表 12）。

表 12 応報主義者の態度変化

問34 sq4 仮に、「死刑制度を廃止しても、凶悪な犯罪は増えない」ことがわかったとします。その場合、死刑制度は廃止すべきだと思いますか、それとも、廃止すべきではないと思いますか

| | N | 廃止すべき | 廃止すべきではない | わからない |
|----------------|-----|-------|-----------|-------|
| 存置支持者全体 | 993 | 14.1% | 65.0% | 20.9% |
| 応報目的による存置支持者 | 684 | 11.3% | 71.5% | 17.3% |
| 応報目的によらない存置支持者 | 309 | 20.4% | 50.5% | 29.1% |

応報目的を死刑制度に賛成する重要な理由（三つまで）としては選択しなかった人々については、仮定条件の下で死刑を廃止すべきとしたのが 20.4%、なお廃止すべきではないとしたのは 50.5%にとどまり、態度変化が認められる比率には、応報を重視するか否かに応じて、有意な差が認められた（ $\chi^2(2, N=993)=41.374, p<.001$ ）。

応報を刑罰の目的とする認識（応報主義）が正しい情報（知識）にもとづく

態度変更を妨げるというマーシャルの第三仮説は少なくとも部分的には、日本における死刑についての世論にも妥当することがわかった。ただし、慎重を期していえば、存置支持者のうち刑罰目的としての応報を重視していない群についても、仮定条件のもとでなお過半数が、元の態度にとどまり、死刑制度を廃止すべきではないとしていることは重要である。応報による存置支持者とそうではない群を比較すれば、応報主義的観念が態度変更を阻む要因の1割程度を説明していることがわかるが、廃止支持者の4割が情報に応じて態度を変更したのに比べて、元の態度に固執する傾向は、応報主義的ではない存置支持者においてなお高い。

8. 結論

調査データを分析した結果、日本における死刑の世論に対するマーシャル仮説の妥当性については次のような知見が得られた。(1') 死刑制度に対する態度の如何にかかわらず、犯罪状況や法制度等についての「無知」が広範に認められ、死刑存置支持者に比して廃止支持者の方が、これらについて一般により正確な知識をもっていると言いがたいこと、(2') 死刑に対する態度と非両立的な情報（死刑による犯罪の抑止効果の否定）が存置支持の態度に及ぼす効果は限定的であるが、存置支持者に比べると廃止支持者の方が得られた知識に応じて合理的に態度を変える割合が高いこと、(3') さらに応報目的による存置支持者は、応報目的によらない存置支持者に比べ、態度を変える割合が低いが、その差は極めて限定的であること。

以上の分析と考察は言うまでもなく、さらに多様な情報を、仮定条件を示すのとは異なる仕方で提供した場合に生じる態度の変化、ひいては死刑についての世論を「啓発」する可能性を否定するものではない。情報が態度に対して及ぼしうる効果について、今回検証したのは、死刑の犯罪抑止効果に関するものに限られる。死刑制度に賛成する態度が反対する態度に比べて頑なである要因を解明するには、今回の分析には含めなかった別の基底的な信念や規範意識の存在をさらに吟味する必要がある。

注

- 1 本稿は、2015 年度日本法社会学会学術大会（於首都大学東京、2015 年 5 月 10 日）ミニシンポジウム⑦「死刑と刑罰の意見はどうすれば変わるのか」における拙報告「無知にもとづく懲罰意識？：死刑の世論と情報効果」をもとに書き下ろしたものである。
- 2 これは、2007 年鳩山邦夫法相（当時）が「法務大臣が絡まなくても自動的に（死刑執行が）進むような方法を考えたかどうか」と発言したのを受け、鈴木宗男議員が行った質問に対する政府答弁である。
- 3 1956 年から 1989 年までの内閣府（旧総理府）調査では、「今の日本で、どんな場合でも死刑を廃止しようという意見にあなたは賛成ですか、反対ですか」との設問に対し賛否を問うものとなっている。その後 1994 年から 2009 年までは「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらに賛成ですか」との設問に対し、「どんな場合でも死刑は廃止すべき」「場合によっては死刑もやむをえない」「わからない・一概に言えない」という 3 つの選択肢が用意されている。2014 年調査における変更点については後述。
- 4 マーシャルは続く箇所できらに、報復や復讐、応報が自由な社会においては許容できないものとしてこれまで事実社会的に非難されてきたこと、また合衆国憲法修正第 8 条から導かれる結論は、応報がそれ自体として不適切であることを示していると述べ、ゆえに死刑が違憲であるとする当該判決を支持する立場を表明している。
- 5 マーシャル仮説を検証した 17 の先行研究（1976～2006 年）について、Lee（2007）がまとめており、有用である。
- 6 本研究は、科学研究費助成事業、新学術領域研究（研究領域提案型）「法と人間科学」の A02 班「刑罰と犯罪抑止：厳罰化と死刑の効果を信じる人々はどうすれば意見をかえるのか」（研究課題番号：23101003）の一環であり、研究チームのメンバーは、河合幹雄（桐蔭横浜大学）、葛野尋之（一橋大学）、木下麻奈子（同志社大学）、平山真里（白鷗大学）、久保秀雄（京都産業大学）、木村正人（高千穂大学）の 6 名からなる。この調査の概要と単純集計結果については、河合ほか 2015（近刊）を参照。
- 7 検討会では当初から、「死刑制度の存廃に関する質問は、制度としての死刑を全面的に廃止すべきであるか否かについての国民意識の動向を把握するという観点から行うものとする」という点については変更しないこととしている（法務省 2014）。このほか、死刑存廃の是非について、河合調査と同様に 5 点尺度で尋ねた NHK による全国調査（裁判員制度に関する世論調査、RDD 追跡法、第三回 2010 年 5 月実施）では、「死刑制度を」「存続させたほうがよい」（41.9%）、「どちらかといえば存続させたほうがよい」（35.9%）となっており、両者をあわせた存置支持者の割合は 77.8%となっている（加藤 2010）。
- 8 このほか、日本における冤罪事実に関する設問（問 41）があるが、これについては続く設問の質問文による影響が生じうる構成になっているため、本節の分析からは除外した。
- 9 この課題に答えるべく、「刑罰と犯罪抑止」研究チームは、実験調査法を用いた追跡調査を行い、死刑がもつ抑止効果についてより説得的な学術的データを提示した場合の態度変化について目下分析を行っている。
- 10 アメリカ人（カリフォルニア州北部居住者）を対象とした Ellsworth and Ross（1983）

の調査では、終身刑との比較で死刑により大きな抑止効果があると信じる存置支持者の66%、また抑止効果を信じない廃止支持者の77%が、仮定条件にもかかわらず元の態度を堅持した（河合調査では、それぞれ69.7%、55.6%）。

参考文献

- Bohm, Robert M., 1989, "The effects of classroom instruction and discussion on death penalty opinions: A teaching note," *Journal of Criminal Justice*, 17: 123-131.
- Bohm, Robert M., 1990, "Death penalty opinions: Effects of a classroom experience and public commitment," *Sociological Inquiry*, 60: 285-297.
- Bohm, Robert M., Louise J. Clark, Adrian F. Aveni, 1990, "The influence of knowledge on reasons for death penalty opinions: An experimental test," *Justice Quarterly*, 7-1: 175-188.
- Bohm, Robert.M., Louise J. Clark, Adrian F. Aveni, 1991, "Knowledge and death penalty opinion: A test of the Marshall hypothesis," *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 28: 360-387.
- Bohm, Robert M., and Ronald E. Vogel, 1991, "Educational experiences and death penalty opinions: Stimuli that produce change," *Journal of Criminal Justice Education*, 2-1: 69-80.
- Cochran, John K. and Mitchell B. Chamlin, 2005, "Can information change public opinion? Another test of the Marshall hypotheses," *Journal of Criminal Justice*, 33: 573-584.
- Ellsworth, Phoebe C. and Lee Ross, 1983. "Public opinion and capital punishment: A close examination of the views of abolitionists and retentionists," *Crime and Delinquency*, 29: 111-69.
- Falco, Diana L. and Tina L. Freiburger, 2011, "Public opinion and the death penalty: A qualitative approach," *The Qualitative Report*, 16-3: 830-847.
- 法務省 2014 「死刑制度に関する世論調査についての検討会第1回会議（平成26年8月28日）配布資料1」 <http://www.moj.go.jp/content/001128722.pdf>（2015年6月25日参照）。
- 加藤元宣 2010 「開始1年・裁判員制度に対する国民の意識：「裁判員制度に関する世論調査（第3回）」から」NHK放送文化研究所『放送研究と調査』2010年9月号。
- 河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀雄・木村正人 2015（近刊予定）「刑罰とりわけ死刑に関する全国意識調査基本報告書：2014年3月調査」『桐蔭法学』22-1.
- Lee, Gavin, 2006, *Death Penalty Knowledge, Opinion and Revenge: A Test of the Marshall Hypotheses in a time of flux*, B.S. Kaplan University.
- 内閣府 2014 「基本的法制度に関する世論調査（平成26年11月）」内閣府大臣官房政府広報室 <http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-houseido/>（2015年6月25日参照）。
- 内閣衆質一六八第一一九号「衆議院議員鈴木宗男君提出死刑制度を取り巻く状況と死刑制度に対する政府の認識に関する質問に対する答弁書」。

日本弁護士連合会「死刑制度に関する政府の世論調査に対する意見書」

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2013/opinion_131122_4.pdf (2015年6月25日参照) .

Sarat, Austin and Neil Vidmar, 1976, "Public opinion, the death penalty, and the eighth amendment: Testing the marshall hypothesis," *Wisconsin Law Review*, 171-206.

Sato, Mai, 2014, *The Death Penalty in Japan: Will the Public Tolerate Abolition?*, Springer VS.

佐藤舞・木村正人・本庄武 2011「死刑をめぐる「世論」と「輿論」福井厚編『死刑と向き合う裁判員のために』現代人文社, 65-85.

Supreme Court of United States, 1972, *Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238.